

○異常危険準備金に関する規程

平成 23 年 9 月 9 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会業務方法書（以下「業務方法書」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、共済事業収支を大幅に悪化させることが予想される異常危険損害の発生に備え、異常危険準備金を計上することにより、事業経営の収支安定に資するものとする。

(異常危険準備金の総額)

第 2 条 異常危険準備金の額は、業務方法書第 12 条第 1 項に定める支払準備資産から当該事業年度の一般正味財産並びに不動産及び債券の評価損益を差し引いた額を限度とする。

(異常危険準備金の取崩し)

第 3 条 事業年度末の共済事業収支において一般正味財産に減少が生じた場合には、その減少額を限度とし、異常危険準備金から取り崩すことができる。

(異常危険準備金の繰入れ)

第 4 条 事業年度末の共済事業収支において一般正味財産に増加が生じた場合には、その増加額を限度とし、異常危険準備金に繰り入れることができる。

(雑則)

第 5 条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の設立の登記の日から施行する。

(設立の登記の日 平成 24 年 11 月 1 日)